孔子廟の土地無償 違憲

「那覇市 特定宗教に便宜」

福岡高裁支部

産経新聞 28面

儒教の祖・孔子を祭る「孔子廟」のため、那覇市が公園内の土地を無償で提供していることが憲法の政教分離の原則に違反するかが争われた住民訴訟の控訴審判決が18日、福岡高裁那覇支部であり、1審那覇地裁に続いて違憲との判断を示し、市が使用料を請求しないことは違法だとした。

大久保正道裁判長は、廟の管理団体について、営んでいる祭礼行事の内容を踏まえ宗教団体だと認定。土地の無償使用は「特定の宗教に便宜を提供し、援助していると評価されてもやむを得ない」と述べた。その上で、原告の市民(91)が監査請求した平成26年4～7月の使用料を請求すべきだと指摘した。昨年4月の1審判決は使用料を約180万円と算定したが、高裁支部は額を示さなかった。

那覇市の松山公園にある孔子廟＝18日午後

判決によると、故翁長雄志氏が市長だった23年、市内の松山公園に廟の設置を許可して土地使用料の全額免除を決め、26年に更新した。市側は訴訟で「沖縄独特の歴史や文化を継承するための施設で、宗教性はない」と主張していた。市によると、土地は現在も無償で提供されている。

原告代理人の徳永信一弁護士(大阪弁護士会)は産経新聞の取材に対し、「これまで政教分離をめぐってはほぼ神社だけが問題視さ

公園に孔子廟、無償は違憲

住民訴訟、二審も那覇市敗訴

八重山日報 1面

儒教の祖・孔子をまつる「孔子廟(びょう)」のため、那覇市が松山公園内の土地を無償で提供していることが憲法の政教分離の原則に違反するかが争われた住民訴訟の控訴審判決で、福岡高裁那覇支部(大久保正道裁判長)は18日、一審那覇地裁に続いて違憲との判断を示し、市が使用料を請求しないことは違法だとした。

大久保裁判長は、廟の管理団体である久米崇聖会について、営んでいる祭礼行事の内容を踏まえ宗教団体だと認定。聖廟を宗教施設と指摘し、土地の無償使用は「特定の宗教に便宜を提供し、援助していると評価されてもやむを得ない」と述べた。

那覇市には久米崇聖会に公園使用料を徴収すべき義務があり、使用料を全額免除にしたのは違憲で無効だと判断。違憲状態の解消手法は那覇市の裁量に委ねた。

その上で、原告で那覇市民の金城テル氏(91)が監査請求した2014年4～7月の使用料を請求すべきだと指摘した。昨年4月の一審判決は使用料を約180万円と算定したが、高裁支部は額を示さず、市の裁量に委ねるべきとした。

判決によると、故翁長雄志氏が市長だった11年、市内の松山公園に廟の設置を許可して土地使用料の全額免除を決め、14年に更新した。市側は訴訟で「沖縄独特の歴史や文化を継承するための施設で、宗教性はない」と主張していた。

判決を受け城間幹子市長は「主張が認められず残念だ。判決内容を確認し顧問弁護士と相談する」とコメントした。市によると、土地は現在も無償で提供されている。

記者会見した金城氏は「市の公園の中に、(宗教的な)建物があり、祭礼をするのは、宗教団体だと思う。裁判で詳しい判断を聞けたのは喜ばしい」と述べた。

㊤久米至聖廟(資料写真)㊦記者会見する原告の金城テル氏(左)と担当弁護士の徳永信一氏＝18日、県庁

那覇市、二審も敗訴

高裁那覇判決 久米至聖廟訴訟

琉球新報 29面

那覇市管理の松山公園にある儒教施設の久米至聖廟(孔子廟)に土地を無償提供しているのは憲法の定める政教分離に違反するとして、市内に住む女性(91)が市の違法確認を求めた訴訟の控訴審判決が18日、福岡高裁那覇支部であった。大久保正道裁判長は、同施設を宗教施設と認定し、使用料免除が政教分離原則に反すると判断した一審那覇地裁判決を支持した。

使用料について、一審判決は市が全額徴収する義務があるとしていたが、大久保裁判長は「市の裁量がある」に変更。施設内に公共的なものや宗教性の乏しい施設も含まれることから、使用料は減額できるとの見解を示した。

判決後に記者会見した女性の代理人弁護士は「全額請求するよう判示しなかった点は不満が残る。最高裁でこの問題を判断してほしい思いもあり、上告するか検討したい」と述べた。

那覇市の城間幹子市長は「市の主張が認められず残念だ。判決内容を確認し、顧問弁護士と相談しながら対応したい」とのコメントを発表した。

孔子廟 二審も「宗教的」

那覇市の無償提供「違憲」

新報 31面

那覇市の松山公園内に設置された久米至聖廟(孔子廟)の公園使用料が免除されているのは憲法違反だとして、市内の女性が城間幹子市長を相手に違法確認を求めた訴訟の差し戻し控訴審判決が18日、言い渡された。福岡高裁那覇支部の大久保正道裁判長は市の控訴を棄却し、久米至聖廟が「宗教的性格を有する」とし、市による公園の無償提供は憲法が定める政教分離原則に違反するとした差し戻し審判決を支持した。

差し戻し審に引き続き、使用料免除は無効とした。琉球王朝の繁栄を支えた久米三十六姓の子孫らで組織する一般社団法人久米崇聖会が施設の管理をしているが、同会については宗教団体に当たると認定した。また、市が久米崇聖会に対し、違法に約181万円を請求しなかったと判断した差し戻し審判決を一部変更。市公園条例などに基づき、城間市長に使用料免除に関する一定の裁量権があると判断し、額を明記しなかった。

那覇市の城間市長は「市の主張が認められなかったのは残念。判決内容を確認し、顧問弁護士と相談しながら対応していく」とした。

女性側代理人の徳永真一弁護士は「判決は大変満足しているが、請求額に市の裁量を認めた点に不満がある。最高裁判所で争うべき問題だと思う」と上告を検討するとした。

新店舗オープン
沖縄市プラザハウス
琉球補聴器
年中無休
☎932-4133

孔子廟土地の無償提供は違憲

那覇市に使用料徴収命じる

福岡高裁那覇支部

世界日報 1面

沖縄県那覇市の公園内の土地を特定団体に無償で提供していることが憲法の政教分離に違反するか争う住民訴訟の控訴審で、福岡高裁那覇支部は18日、一審に続いて違憲と判断し、那覇市に使用料を徴収するよう命じた。

大久保正道裁判長は、孔子廟は宗教施設であり、廟の管理団体である久米崇聖会は、祭礼行事を行う宗教団体と認定。土地の無償使用は「特定の宗教に便宜を提供し、援助していると評価されてもやむを得ない」とした。

故翁長雄志氏が市長だった当時、市内の松山公園に廟の設置を許可し、土地の使用料を全額免除した。これを問題視した那覇市在住の女性が2014年5月、那覇地裁に提訴した。